

## 組合 Q & A

### 選挙権は本人出席の者にだけ

当組合は、委任状出席の者が多い。選挙は投票で行うが、本人出席の者にしか投票させていない。違法だろうか。

改選期の委任状には「議決権及び選挙権の一切を委任する」と書いてあるのが一般的です。しかし、「選挙権」の文字が入っていない、議決権しか委任していない委任状もたまに見かけます。その場合、選挙については委任されていないと判断すべきでしょうか。それとも、選挙権は議決権の行使と一体と解釈して投票に参加させてよいものでしょうか。

基本的には、委任状に「議決権」とだけ書いてあっても選挙権も含んでいると考えてよいと思われるます。その理由は、総会決議の取消し・無効・不存在確認の訴えに関する中協法の条文には「決議」だけしか書いていないのに「選挙」についても取消し・無効・不存在が適用されるからです。法律が「決

議」の瑕疵の規定を「選挙」についても拡大適用させるのならば、委任状でも同様でしかるべきだと考えるわけです。

総会の招集通知に「役員改選の件」という議案が入っていて、委任状に「議決権」の委任しか書いてない場合は選挙権も与えてよいでしょう。選挙権を委任した覚えはないという組合員が出てくることも考えられますから「選挙権」の文字を委任状に入れたほうがよいことはいうまでもありません。

悩むのは、投票用紙を議場にいる者にしか配布せず、選挙権を本人出席した者にしか与えないことが慣例になっている組合です。委任状に「議決権の行使に関する一切の件」と書いてあり、その言葉に忠実に従って、本人出席した者だけで選挙している組合が問題になるのです。

委任状に「選挙権」の委任は入っていないのだから、選挙は本人出席の者だけで行っている、それに、ほとんどが白紙委任状だから投票用紙を渡す相手が決まらないというわけです。

こう言われると納得せざるを得ないのですが、総会の定足数を満

たせるのか心配になります。委任状を除くと定数割れになるならば、改選議案は、決議取消の訴えの対象になります。

三か月以内に決議取消の訴えが提起されると選挙の事実が取り消されてしまうかもしれません。三か月間何もなければ選挙は有効に成立すると考えられますが、本人出席が著しく少ないと、三か月を超えた後も選挙無効の訴えが提訴される可能性は残るということになります。

委任状を除いても本人出席だけで定足数を満たしているならば選挙は有効に成立すると考えられます。

### ポイント

★委任状が「議決権」となっても選挙権は与えることはできると考える

★選挙権の委任はないとするなら定足数に注意

### 中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）  
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q. 総会・役員選出に関する正誤問題です。

- 【第1問】 招集の手続を経ずに、たまたま全組合員が集まったときに決めた事柄を、総会の議決として認めることは許されない。
- 【第2問】 総会の議決に対して、特別利害関係のある組合員は議決権を行使できない。
- 【第3問】 総会の招集は、10日（定款で短縮可）前までに組合員に通知を發すればよい。
- 【第4問】 組合は、総会において直接、代表理事を選出することができる。
- 【第5問】 役員選挙は、総会において行わなければならない。

《解答》【第1問】×（総会は、一定の招集手続に従って開催しなければならないが、全組合員の同意があるときは、この手続を経ることなく開催することができる。たまたま全員が集まった場合、全員の同意によりこれを総会とし、そこで決めたことを総会議決とすることが認められている。）【第2問】×（理事会で特別利害関係人は、議決に加わる権利を有しないが、総会では特別利害関係人も議決権が与えられる。したがって、除名対象の組合員なども議決に参加することができる。）【第3問】×（組合の招集は原則として「10日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない」と規定されている。この10日前の解釈としては、「発出」ではなく「到達」とされており「通常到達すべきであった時に到達した」とみなされる。したがって、「発出」はよい。）【第4問】×（代表理事は、理事会で選定することになっていて、総会で選出することは許されない。理事には、理事個人としての責任と合わせて理事会のメンバーとして、代表理事の業務執行を監視する責任もある。この監視的役割を果たした結果の対応として、理事会には代表理事の解任権が与えられている。理事会で解任できるということは、選定も理事会でなければならぬ。）【第5問】○